

暴風警報発表時・交通機関不通時の授業・試験の取り扱いについて

(1) 気象条件等により交通機関が不通となった場合等の授業の取り扱い

気象条件等により、交通機関が不通となった場合等には、次の基準により授業の有無を取り扱います。なお、これは通常の授業のみならず、定期試験の場合についても準用します。

- ① 次のいずれかに該当する場合は、授業を休講とします。
 - (a) 暴風警報が滋賀県全域もしくは滋賀県北部に出された場合
 - (b) JRの京都・米原間が不通の場合
 - (c) JRの米原・敦賀間が不通の場合
 - (d) JRの米原・名古屋間が不通の場合
- ② 上記①において、暴風警報が解除された場合、またはJRが開通した場合は、その解除または開通の時間に従い、次の基準により授業を開始します。
 - (a) 午前7時までに解除・開通の場合は、平常どおり授業を行います。
 - (b) 午前10時30分までに解除・開通の場合は、第3時限から授業を行います。
- ③ 午前10時30分を過ぎても上記①における暴風警報が解除されない場合、またはJRが開通しない場合は、全時限休講とします。

(2) 学生への諸連絡方法について

学生諸君への諸連絡は基本的に掲示により行われます。掲示を見なかったことによる不利益が生じないように、登校した際には必ず掲示を見て必要事項を確認してください。

学内掲示板の補助的な手段として、WEB 掲示板を利用することもできます。WEB 掲示は主に、休講や教室変更、その他緊急を要する連絡を行うことを目的にしています。

パソコン版：<http://www1.nagahama-i-bio.ac.jp/cgi-bin/bbs/biobbbs.cgi>

携帯電話版：<http://www1.nagahama-i-bio.ac.jp/cgi-bin/bbs/mbbs.cgi>